

**個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた学習支援システム利用業務に係る
公募型プロポーザル説明書**

1 業務内容等

(1) 業務名

個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた学習支援システム利用業務

(2) 業務概要

児童生徒一人一台の端末やネットワーク環境を活用し、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された豊かで深い学びを実践していくために必要となる学習支援等のシステムを広島市立の小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小学部・中学部）に導入するとともに、その活用に係る教員研修や問合せ対応等の支援・サポート業務を行う。

(3) 業務内容

別紙「個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた学習支援システム利用業務 基本仕様書」のとおり

(4) 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(5) 概算事業費

本業務に係る費用の上限額は、次のとおりとする。

509,925,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

{	令和7年度	169,975,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。
	令和8年度	169,975,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。
	令和9年度	169,975,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(6) 事業担当課

広島市教育委員会学校教育部指導第二課

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目4番21号

TEL 082-504-2487（直通） FAX 082-504-2142

E-mail kyo-sido2@city.hiroshima.lg.jp

2 応募資格

以下に示す要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年規則第28号）第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-06 情報処理（コンピュータ関連）」に登録されている者であること。

イ アに該当しない場合は、次の要件のすべてを満たしている者であること。

- ① 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていない者であること。
- ③ 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行われている者、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。

- (5) 他自治体（政令市等）において、提供を求める業種と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること。

3 プロポーザル説明書等の交付方法

プロポーザル説明書等は、広島市ホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページ上の「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」の「プロポーザル・コンペ案件情報」→「令和7年度」）からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は、次により交付する。

(1) 交付期間

公示日から令和7年2月14日（金）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時まで

(2) 交付場所

前記1(6)の事業担当課

4 応募資格確認申請書の提出

(1) 提出書類

次の書類を1部ずつ提出し、応募資格の審査を受けること。

ア 公募型プロポーザル応募資格確認申請書（様式－1）

イ 前記2の応募資格に該当していることが確認できる書類

(7) 広島市税の納付証明書（写し可）

「令和〇〇年〇〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある広島市の納税証明書（証明年月日が応募資格確認申請書提出から3か月前の日以降のものに限る。）

(イ) 消費税及び地方消費税の納付証明書（写し可）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）（電子納税証明書は不可。証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

(ウ) 他の自治体（政令市等）での学習支援システムの受託実績を示すもの（様式は問わない。）

(2) 提出期間

公示日から令和7年1月31日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時まで

(3) 提出場所

前記1(6)の事業担当課

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

(5) 応募資格確認結果の通知

資格確認後、令和7年2月7日（金）までに応募資格確認結果を書面にて通知する。

5 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

ア 受付期間

公示日から令和7年1月30日（木）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 受付場所

前期1(6)の事業担当課

ウ 受付方法

仕様書等に関する質問書（様式－２）を作成し、電子メールにて提出すること。また、電子メール送信後に質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答するとともに、前記 1 (6)の事業担当課において、令和 7 年 2 月 1 4 日（金）までの閉庁日を除く日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで閲覧に供するものとし、広島市ホームページ（前記 3 応募説明書等のダウンロードページと同様）にも掲載する。

6 提案書の作成と提出

(1) 提案書の作成及び部数

提案書は、別紙「提案依頼事項」を参照して作成すること。

提案書の部数は、正本 1 部、副本 9 部とする。

(2) 提出期間

公示日から令和 7 年 2 月 1 4 日（金）までの閉庁日を除く日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで。

(3) 提出場所

前期 1 (6)の事業担当課

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

(5) 留意事項

ア 提案は、1 者につき 1 件とする。

イ 応募者の住所、法人名、代表者名等の応募者を特定しうる情報は正本のみに記載し、副本には記載しないこと。法人名等が記載されている場合は、事務局で該当部分を抹消する。

ウ 提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

エ 提出した提案書を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式－３）を提出すること。また、提案書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも「取下願」を提出すること。

オ 提出書類は返却しない。

7 審査方法

(1) 審査

提案書及び提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた受託候補者特定基準に従い、個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた学習支援システム利用業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において審査する。

(2) 審査員の構成

委員の氏名及び職名は、受託候補者の特定後に公表する。

(3) 受託候補者特定基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり

(4) プレゼンテーション

ア 実施方法

提出された提案書について、応募者によるプレゼンテーション（20分程度、質疑応答を含む）を行う。

プレゼンテーションの参加人数は1者あたり3名までとし、提案するシステムの操作画面等を提示しながらプレゼンテーションを実施すること。なお、大型ディスプレイは市で用意するが、パソコン等の機器は持参すること。追加の資料配布は認めない。

イ 日時等

実施日時等の詳細は、応募者に別途通知する。

(5) 受託候補者の特定

審査委員会での審査の結果、得点の総計が最も高い応募者を受託候補者とする。なお、得点の総計が最も高い応募者が複数であった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が本市の求める最低限の水準（6割）に満たない、又は観点のうち1つでも不十分に該当する場合は、選定の対象外とする。

応募者が1者の場合は、その応募者が受託候補者として適しているか否かを、審査委員会で審議する。

(6) 審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に対して審査終了後、速やかに書面にて通知する。

なお、受託候補者となった者には、見積書の提出について案内する。

(7) 審査結果の公表

契約の締結後、応募者名、各応募者の審査結果（順位、点数を含む。）を広島市ホームページにおいて公表する。

(8) 審査結果の説明

審査結果に対する質問等は、書面により受け付ける。

ただし、その受付は結果通知から閉庁日を除き7日以内に限る。なお、質問等に対する回答は、その書面を受付けてから閉庁日を除き10日以内に書面により行う。

8 契約の締結

(1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約を行う。

(2) 契約を締結する場合において、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結したとき、若しくは契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行しているときは、契約保証金の納付を免除する。

(3) 受託候補者の特定後、受託候補者と協議の上、提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。

(4) 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う。

(5) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときには、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う。また、当該決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

9 その他

(1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本通貨とする。

(2) 提案書等の作成、その他プロポーザルの応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

(3) 提出された応募書類は、受託候補者特定以外の目的で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。

(4) 市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対して、これを使用させたり、または、内容を提示したりすることを禁止する。

(5) 次の場合は失格とする。

ア 応募資格を満たさなくなった場合、又は応募資格を満たさないことが判明した場合

イ 提案書等の提出書類の内容に虚偽があることが判明した場合

(6) プロポーザル応募者は、審査委員会の委員の選任後から受託候補者特定の公表までの間において、本契約案件に関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利になるように、当該委員

に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、応募資格を失うとともに指名停止の措置を行うことがある。

- (7) 別紙「個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた学習支援システム利用業務 基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、受託候補者の提案内容は、その履行を確保するものとする。
- (8) 本契約については、本件に係る予算の成立を条件にするとともに、契約締結日は、令和7年4月1日とする。

10 全体スケジュール

令和7年1月24日（金）	応募資格確認申請書受付開始
令和7年1月30日（木）	質問書提出締切
令和7年1月31日（金）	応募資格確認申請書提出締切
令和7年2月14日（金）	提案書提出締切
（別途定める日）	審査委員会（受託候補者の特定）

11 資料及び様式

このプロポーザルに関する資料等は、次表のとおり広島市ホームページに掲載する。

プロポーザル応募関係資料等	掲載場所
01 公募型プロポーザル手続開始の公示	広島市ホームページ （ https://www.city.hiroshima.lg.jp/ ） のトップページ上の「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」の「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和7年度」へ画面を展開し、入札案件の添付資料からダウンロードすること。
02 公募型プロポーザル説明書	
03 （別紙）受託候補者特定基準	
04 基本仕様書	
05 提案依頼事項	
06 委託契約書（案）、広島市委託契約約款（案）、個人情報取扱特記事項	
07 （別紙）支払内訳書	
08 （様式－1）公募型プロポーザル応募資格確認申請書	
09 （様式－2）質問書	
10 （様式－3）取下願	
11 （様式－4）申立書	